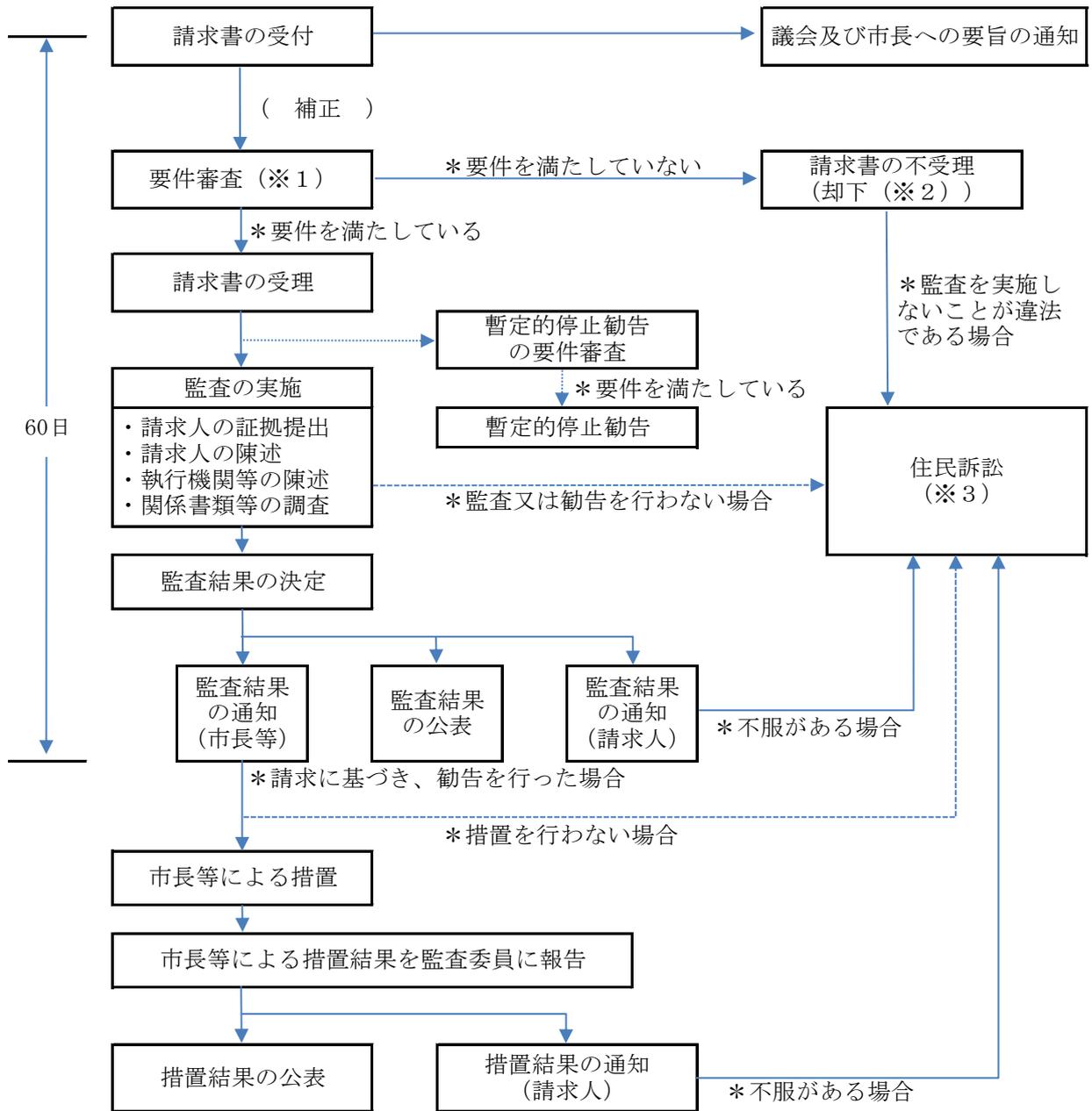


# 住民監査請求の流れ



- 備考
- ※1 要件審査は、当該請求の内容が、市の財務会計上の行為等であるか否か、請求人の住所要件などの要件が整っているかを審査します。
  - ※2 監査を実施しない行為は、訴訟上の「却下」に該当します。
  - ※3 住民訴訟については、出訴期間が定められています（地方自治法第242条の2）。